

千葉県貨物運送事業者 物価高騰対策支援金 (第4弾) －申請要領－

第1～3弾で給付を受けた方も申請可能です

<受付期間>

令和7年5月26日(月) 午前9時から

令和7年7月28日(月) 午後5時まで

※郵送申請は令和7年7月28日(月) 消印有効

<専用ポータルサイト>

(URL) <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>



千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

【電話】0120-948-972

【受付時間】午前9時から午後5時まで〔土・日・祝日を除く〕

虚偽申請は犯罪です。支援金は返金の上、加算金が課されます

目 次

I	支援金の概要	2
II	給付要件	3
III	申請手続き	
1	問い合わせ先	5
2	申請方法	5
3	申請書類	6
4	給付の決定等	9
IV	その他留意事項	9
V	Q & A	10
VI	参考 暴力団排除に関する規定	13

I 支援金の概要

1 趣旨

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、物価高騰等の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対して支援金を給付します。

2 給付額

IIの給付要件を満たす貨物自動車運送事業者の事業用自動車の台数に応じて給付します。

- | | | |
|-----|----------------------|--------------|
| (1) | 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり23,000円 |
| (2) | 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり23,000円 |
| (3) | 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり 8,000円 |

Ⅱ 給付要件

1 申請者の条件

下記の6つの要件を全て満たしている必要があります。

第1～3弾で給付を受けた方も再度申請できます

①	法人の場合………資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること、 または、常時使用する従業員の数が300人以下であること。 個人事業主の場合…常時使用する従業員の数が300人以下であること。 「常時使用する従業員」とは…12ページQ23を御参照ください
②	令和7年5月1日時点で、貨物自動車運送事業を営んでいること 具体的には、申請者の名義で、「一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可又は認可を受けている」又は「貨物軽自動車運送事業の届出を行っている」こと。
③	申請日時点で、貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き貨物自動車運送事業を継続する意思を有していること。
④	千葉県内に貨物自動車運送事業のための営業所を有していること。
⑤	事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
⑥	「暴力団排除に関する規定」(p13参照)を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

※ 法人税法別表第一に規定する公共法人は給付対象外です。

2 車両の条件

令和7年5月1日時点で、次の要件を全て満たしていること

次ページ参照

①	申請者自ら使用していること ※自動車検査証記録事項(又は軽自動車届出済証)上の使用者が申請者本人であること。
②	千葉県内の営業所に配置された、貨物自動車運送事業のための事業用自動車であること (※ 自走しない車両(トレーラー等の被けん引車)は対象外)
③	千葉県内のナンバーであること ※自動車登録番号又は車両番号が、 千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏
④	【車検のある自動車】 車検が有効であること(自動車検査証記録事項の有効期間の満了する日が令和7年5月1日以降であること) 【車検のない自動車(250cc以下のオートバイ)】 届出が済んでいること(令和7年5月1日までに軽自動車届出済証の交付を受けていること)

自動車検査証記録事項の見本

【車検のある自動車】

特に、黄色の箇所を確認してください。

自動車検査証記録事項										記録年月日	令和6年12月15日
										令和7年5月1日以前	
1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		千葉県内ナンバー 千葉 ○○○ あ ○○○○									
車台番号		A B C 1 2 3 4 5 6 7 8 9									
登録年月日／交付年月日		令和○年○月○日		初度登録年月		令和○年○月		有効期間の満了する日		令和7年12月20日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		A B C カーリース株式会社									
所有者の住所		■■県■■市■■1-1									
使用者の氏名又は名称		X Y Z 貨物株式会社									
使用者の住所		千葉県▲▲市▲▲2-2									
使用の本拠の位置		* * *									
		所有者と使用者が同じ場合は 使用者が「* * *」と表示されています。 この場合、所有者が申請者であること。									
3. 車両詳細情報											
車名		●●●									
型式		貨物または特種 (軽自動車と二輪車は乗用でも可)				原動機の型式		A B C 9 9			
自動車の種別		普通		用途 貨物		自家用・事業用の別		事業用		事業用	
車体の形状		キャブオーバ				乗車定員		3人		最大積載量 4000kg	
車両重量		トレーラーは不可		重量		長さ		幅		最大積載量が明示されている (二輪、軽乗用、霊柩車は不要)	
前前軸重		前後軸重		後前軸重		後後軸重		総排気量又は定格出力			
燃料の種類				型式指定番号				類別区分番号			
4. 備考											

Ⅲ 申請手続き

1 問い合わせ先

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

【電 話】 0120-948-972

【受付時間】 午前9時から午後5時まで〔土・日・祝日を除く〕

2 申請方法

(1) 申請受付期間

令和7年5月26日（月）午前9時から 令和7年7月28日（月）午後5時まで
※郵送申請は令和7年7月28日（月）消印有効

(2) 申請方法 ※専用ポータルサイト URL は1 ページ参照

オンライン	専用ポータルサイトから申請します。 添付書類は、写真またはスキャンデータをアップロードします。
郵送	郵送で、申請書と添付書類を提出します。 提出先：〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階 千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局 申請書の入手方法 専用ポータルサイトからダウンロード・印刷してください。(片面印刷してください) ※簡易書留、レターパックなど郵便物を追跡できる方法での提出をおすすめします。 <u>普通郵便等で郵送した場合の事故についての責任は負えません。</u> ※申請書類の持参は受付できません。

3 申請書類

以下の申請書類を提出してください。

書類の不備（不鮮明な文字、書類の不足等）があると、給付までに相当な時間を要することになります。確認を十分に行った上で申請してください。申請書類の返却はいたしません。

申請書類一覧	
①	申請書 ・その1 ・その2（対象車両一覧） ・その3（役員等一覧） ※次の方は、その3は不要です。 ・個人事業主の方 ・法人で、第3弾（令和6年2月5日～4月5日受付分）に申請していて、その時から役員等に変更がない方
②	対象車両全ての、 【車検のある自動車】 令和7年5月1日時点の「自動車検査証記録事項」の写し <u>（「記録年月日」が令和7年5月1日以前のもの）</u> ※【軽自動車の場合】令和5年12月以前に発行されている場合は、「自動車検査証記録事項」ではなく、「自動車検査証」の写しをご提出ください 【車検のない自動車（250 cc以下のオートバイ）】 令和7年5月1日時点の「軽自動車届出済証」の写し ○郵送申請 封筒に同封 ○オンライン申請 スキャナ・写真データをアップロード 対象車両一覧に記入した順番に同封（アップロード）してください
③	振込先口座を確認できる書類（通帳等の写し） ※申請者本人名義（法人は法人名義、個人事業主は個人名義）に限ります。 ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる箇所の写し（キャッシュカードに同じ内容が記載されていればキャッシュカードでも可） ○郵送申請 写しを申請書に貼付 ○オンライン申請 スキャナ・写真データをアップロード 8ページ参照
④	個人事業主の方のみ 運転免許証（両面）の写し ※申請を行う月において有効なものであり、かつ、記載された住所が申請書住所と同一のもの。 ○郵送申請 写しを申請書に貼付 ○オンライン申請 スキャナ・写真データをアップロード

車検のある自動車で申請する方へ

自動車検査証記録事項について

令和7年5月1日時点の

自動車検査証記録事項 (写し) をご用意ください

受付可



自動車検査証記録事項

受付できません



自動車検査証 (電子車検証)
(ICチップ付き自動車検査証)

自動車検査証記録事項

1. 基本情報

自動車検査証番号又は車両番号 札幌 300 お 9999

検査番号 R35-DSG-00001

2. 所有者・使用管理者

所有者の氏名又は名称 運輸 太郎

所有者の住所 北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007.0331]

使用管理者の氏名又は名称 *

使用管理者の住所 *

使用の本拠の位置 *

3. 車両詳細情報

車名 ニッサン [213]

型式 C18A-R35 原動機の型式 V R 3 8

自動車の種類 軽自動車 用途 乗用 事業用の別 自家用

車体の形状 箱型 [211] 最大全長 4.4m 最大全幅 1.7m

車両重量 1337kg 最大積載量 150kg 総重量 1487kg

前駆軸重 910kg 後駆軸重 790kg 総重量又は定格出力 3.79kW

燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 15965 型式区分番号 0001

4. 備考

【札幌】新規登録
自動車検査証番号 V 4 9, 2 0 0
【31年度税制】令和5年5月1日 新規登録
令和5年度自動車重量税 4.0% (向上課税)
平成27年度自動車重量税 2.0% (向上課税)
平成25年度自動車重量税 2.5% (向上課税)
車両型式と新車価格
【全行取扱い】19,000,000 (令和5年5月1日)
【54行取扱い】9,000,000 (令和5年5月1日)
ハイブリッド車
平成10年製造自動車、自動車検査証記載 9645
ソフトウェア搭載自動車
【型式】41-00001
参考価格
以下参照

【注意】
記録事項はシステム更新時の情報となります

車両ID A01234560001

12345678901234567890

自動車検査証

令和7年12月1日 東京運輸支局長 41123000001

品川 300 3 1 2 3 4

コダコウクワ

SHADA1-001

型式 C18A-R35

原動機 V R 3 8

自動車の種類 軽自動車

用途 乗用

事業用の別 自家用

車体の形状 箱型

最大全長 4.4m

最大全幅 1.7m

車両重量 1337kg

最大積載量 150kg

総重量 1487kg

燃料の種類 ガソリン

型式指定番号 15965

型式区分番号 0001

国士 交通

平成10年製造自動車、その他

み ほ ん

半分のサイズ
※小さい方は受付できません！

【軽自動車の場合】
令和7年5月1日時点の車検証が、
令和5年12月以前に発行されている場合
→「自動車検査証記録事項」ではなく、
「自動車検査証」の写しをご提出ください

重 要

令和7年5月2日以降に車検を更新する(した)方は、
車検前の自動車検査証記録事項の写しを手放さずに
保存・提出してください。

※令和7年5月2日以降に変更登録などをする方も同様です。

【車検前の「記録事項」を捨ててしまった場合】
→更新後の新しい「記録事項」でも構いません。

※更新前の内容についてお電話で確認する場合がございます。

通帳の写しについて

申請者本人の名義に限ります。

代理人や会社代表者個人名義への振込はできません。

通帳の【銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人】が書いてある部分の写しを取ってください。

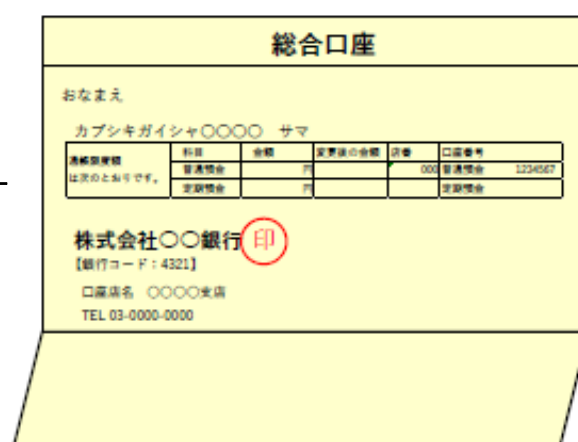
表紙だけでは全て分からない場合は、1・2ページ目の写しも添付してください。

表紙

1・2ページ目



+



電子通帳など、紙の通帳がない場合

→電子通帳の画面コピーや、キャッシュカードの写しを提出してください。



当座預金など、紙の通帳やキャッシュカードがない場合

→当座勘定照合表（上記6項目全て記載があるもの）や電子通帳等の画面コピー等を提出してください。

4 給付の決定等

- (1) 申請受理後、内容を審査の上、支給要件を満たしていると認められたときは支援金を給付します。申請から給付まで、不備がなければ、おおむね2か月程度かかります（申請が集中した場合はさらにかかる場合があります）。
- (2) 本支援金を給付する旨を決定したときは、後日、通知いたします。
なお、給付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。
- (3) 申請に不備があった場合は、事務局から電話またはメールで御連絡します。
なお、事務局が指示した日までに不備が解消しない場合は、給付できませんので、ご了承ください。

IV その他留意事項

- (1) 本支援金の給付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、千葉県に支援金を返金するとともに、加算金を支払うことになりますので御承知おください。
- (2) 支援金の申請を取り下げる場合には、給付決定通知を受けた日から10日以内に、「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金申請取下書」を提出してください。
- (3) 県は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (4) 給付対象者は、本支援金の申請にかかる帳簿及び全ての証拠書類を、給付事業の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- (5) 申請受付期間終了後は、車両の追加申請等を受け付けることはできません。

V Q&A

Q 1：支援金をいくらもらえますか。

A 1：一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業の車両は1台当たり23,000円を支援し、貨物軽自動車運送事業の車両は、1台当たり8,000円を支援します。

Q 2：1社ごとに、支援額に上限はありますか。

A 2：給付対象車両の台数に応じて支援します。上限はありません。

Q 3：本社は千葉県外だが、営業所が千葉県内にある場合、支援の対象になりますか。

A 3：本社が千葉県内になくても、営業所が千葉県内にあれば対象になります。なお、対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

Q 4：千葉県内の営業所にある他都道府県ナンバーの車両は対象になりますか。

A 4：対象になりません。対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

Q 5：二輪自動車は支援金の対象になりますか。

A 5：貨物軽自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、支援金の対象になります。1台につき8,000円を支援します。

Q 6：リース車は支援対象になりますか。

A 6：「自動車検査証」または「軽自動車届出済証」の「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象になります。

Q 7：割賦により所有権留保されている車も支援対象になりますか。

A 7：「自動車検査証」または「軽自動車届出済証」の「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象になります。

Q 8：他の自治体から支援金を受けていても、千葉県からの支援を受けられますか。

A 8：市町村等から支援を受けた貨物運送事業者の車両であっても、千葉県から支援金を受けとることは可能です。ただし、市町村等で制限を設けている場合も考えられますので、市町村等に御確認ください。

Q 9：支援金は申請後、どのくらいで支払われますか。

A 9：申請書類に不備がなければ、申請から2か月程度での支払を想定しています。申請が集中した場合には、さらに期間をいただくこともあります。

Q 10：県内に複数事業所があるが、事業所ごとに申請してもよいですか。

A 10：本社またはいずれかの事業所が取りまとめの上、申請してください。

Q 1 1 : 当社は、一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいるが、申請はまとめて行ってもよいですか。

A 1 1 : 申請はまとめて行ってください。

Q 1 2 : 電気自動車や天然ガス自動車、水素自動車も支給対象となりますか。

A 1 2 : 対象となります。

Q 1 3 : 法人の名称変更や移転で、自動車検査証等に記載された現在の法人名や所在地と異なりますが、どうすればよいですか。

A 1 3 : 変更したことが分かる公的書類（写し可）を御提出ください。（法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書）等）

Q 1 4 : 役員等名簿に記載する役員には社外役員も含まれますか。

A 1 4 : 社外役員も含まれます。

Q 1 5 : 役員等名簿に記載する住所は役員個人の住所ですか。

A 1 5 : 会社や事務所ではなく、個人の住民票や運転免許証上の住所を記入してください。

Q 1 6 : 支援金の振込は、どのような名義で行われるのでしょうか。

A 1 6 : 「チバケンカモツシエンキンジムキョク」の名義で振込を行いますので、御確認ください。

Q 1 7 : 令和7年5月1日時点で車検切れの場合は申請できないのですか。

A 1 7 : 同日時点で申請者が貨物運送事業の用に供しうる状態であることが前提となるため、車検切れの状態であった車両での申請はできません。ただし、自動車整備工場の予約の都合などにより、ごく短期間のみ車検切れであった場合は、別途ご相談ください。

Q 1 8 : なぜ自動車検査証上の使用者と申請者が一致していなければならないのですか。

A 1 8 : 貨物運送事業を行うにあたり、道路運送車両法等の許可・変更等の法的手続きを適正に行っていただいていることを書面で確認できることが前提となるためです。御理解くださいますようお願いします。

Q 1 9 : 車検を更新した際に「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「電子車検証」のみの提出は認められますか。

A 1 9 : 認められません。「電子車検証」には「有効期間の満了する日」や「使用者の住所」の記載がないため、お手数ですが「自動車検査証記録事項」の御提出をお願いしております。

Q 2 0 : 車検を更新した際に「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「自動車検査証記録事項」を紛失してしまいました。

A 2 0 : 「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」から印刷し、提出してください。「車検証閲覧アプリ」の操作方法是、次の WEB サイトから御確認ください。

国土交通省 電子車検証特設サイト > 車検証閲覧アプリの使い方
<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/guide/>

Q 2 1 : 令和 4 年 1 0 月に軽乗用車についても貨物運送事業の経営の届出ができるようになりましたが、届出をした場合、軽乗用車でも支援金の対象になりますか。

A 2 1 : 支援金の対象になります。ただし、令和 7 年 5 月 1 日までに運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート（黒ナンバー）の発行を受けていることが必要です。

Q 2 2 : 行政書士等に申請を委任できますか。

A 2 2 : 行政書士等への申請の委任は可能です。ただし、振込先口座は申請者本人に限ります。

申請を委任する場合は、次のとおり委任状（任意様式）を添付してください。

- ①作成日付を明記すること
- ②両当事者（委任者及び代理人）の住所氏名（法人の場合は本店所在地、法人名、法人代表者氏名）を記載すること
- ③委任した範囲を明確に記載すること（例：千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の申請に関する一切の権限について委任します）

委任状への押印は不要です。

Q 2 3 : 「常時使用する従業員数」とは、どのようにカウントすればよいですか。

A 2 3 : 正規社員、契約社員、パート、アルバイトを含む従業員の総数（法人の役員、個人事業主本人を除きます。）をカウントしてください。

ただし、従業員の総数が 3 0 0 名を超える場合は、次の①～④の方を除いた従業員の総数をカウントしてください。

- ①日雇い従業員
- ②2 か月以下の雇用期間の者
- ③季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者
- ④試用期間中の者

暴力団排除に関する規定

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。

㊦㊧㊨（郵送の際、封筒に貼リ付けてご使用ください）

〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉

2-12-1 第11東ビル3階

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策

支援金事務局 御中